



2024年6月27日

各位

会社名 住石ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 森 省輔
(コード番号 1514 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役執行役員総務部長 宮澤 義典
(TEL 03-5511-1400)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年6月27日開催の取締役会において、下記の通り、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたのでお知らせします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年7月22日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 16,700株
(3) 処分価額	1株につき 1,384円
(4) 処分価額の総額	23,112,800円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く） 3名 13,700株 当社の執行役員 2名 3,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づき有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年5月15日開催の当社取締役会において、当社の取締役（取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役、以下「対象取締役」といいます。）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し企業価値向上に対する経営責任を明確にするため、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入することを決議いたしました。また、2020年6月26日開催の当社第12期定時株主総会において、対象取締役に対して、2019年6月27日開催の第11期定時株主総会において決議された報酬の限度額年額2億5千万円以内（うち取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し2億円以内、監査等委員である取締役に対し5千万円以内）の報酬枠内で、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社普通株式の取得のための現物出資財産とする金銭報酬債権を支給すること、対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年420千株以内（うち取締役（監査等委員である取締役を除く）に対

し 300 千株以内、監査等委員である取締役に対し 120 千株以内) とすることにつき、ご承認いただいております。

また、当社の執行役員（以下、対象取締役と総称して、「割当対象者」といいます。）においても、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することが重要と考え、対象取締役と同様の制度（以下、対象取締役に係る譲渡制限付株式報酬制度と総称して「本制度」といいます。）を導入することといたしました。

本日、当社取締役会において、各割当対象者の役位・職責・会社業績への貢献度を総合的に勘案の上、割当対象者に対し、金銭報酬債権合計 23,112,800 円（処分する当社普通株式 16,700 株に相当）を支給することと共に、当該金銭報酬債権全部を現物出資させることにより、当社自己株式の処分として割当対象者に対して当社普通株式の割当てを行うことを決議いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

当社は、割当対象者に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として上記の年額の報酬限度額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、割当対象者は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）の割当て（以下、割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式を「本割当株式」、本割当株式の割当対象者への割当てを「本割当て」といいます。）を受けます。

なお、本割当株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当対象者に特に有利な金額とされない範囲で当社取締役会において決定します。

また、本割当株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その概要は、下記「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」のとおりです。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

処分期日（2024 年 7 月 22 日）から当社及び当社子会社の取締役、監査役、又は執行役員若しくは使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日まで。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本割当てを受けた割当対象者が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日まで（以下、「役務提供期間」という。）にそれぞれの地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除条件

当社は、本割当てを受けた割当対象者が、役務提供期間中継続して、本割当て当時の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に本割当て当時の地位から退任又は退職した場合には、2024 年 7 月から割当対象者が退任又は退職した日を含む月数を役務提供期間で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端株が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をも

って、譲渡制限を解除するものとする。

(4) 株式の管理

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持する。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2024年7月から当該承認の日を含む月までの月数を役員提供期間の月数で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端株が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額にするため、取締役会決議日の前営業日（2024年6月26日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,384円としております。これは、取締役会決議日直前の市場価格であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上